



東葛支部だより

令和4年1月号
第128号(冬季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台 316-17 TEL：04-7129-0803

ホームページ：<https://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：渡邊英子 福島光三 飯田利治 半田直子

謹んで新年のご祝詞を申し上げます



東葛支部支部長 伊佐 智

千葉県行政書士会東葛支部の皆様におかれましては、平素より事業推進に対し、あたたかいご指導とご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2月22日は行政書士記念日です。1951年(昭和26年)の2月22日に、行政書士制度の根幹となる「行政書士法」が公布されたことから、行政書士の自覚と誇りを促すとともに、組織の結束と制度の普及を図ることを目的に、日本行政書士会連合会が制定した日とされています。昨年は行政書士制度70周年の節目にある年でした。代書人としてスタートした制度は、日本行政書士政治連盟の活動に支えられ、幾度もの法改正を経て進化を続けており、現在では、高度な専門知識を持つ地域に欠かせない街の法律家として、多くの先生方が活躍していらっしゃいます。70年の歴史の中で、昨年6月に施行された改正行政書士法は、第1条の目的規定に「国民の権利利益の実現に資すること」という文言を明記しました。これは特定行政書士に行政不服審査の代理権が付与された

ことや、成年後見制度などの権利擁護に関連する業務に行政書士が貢献している実態を反映したことによるものです。

東葛支部内でこの改正にいち早く反応したのは、成年後見業務研究会役員の皆様でした。前述の法改正に併せ、「街の法律家として国民の権利利益の実現に資する市民サービスを行い、市民生活を支援することを目指す」という観点のもと、成年後見業務のみに囚われることなく、多面的な支援が必要なケースへの対応が望まれている社会の実情を踏まえ、その要請に応えていくには、権利擁護という業務内容をより適切に表現する名称への変更が必要と考え、成年後見業務研究会は、令和2年度に「市民生活支援業務研究会」と名称を変更したものです。今後も積極的な活動をよろしくお願いいたします。

代書人から許認可申請の専門家、加えて市民法務の専門家として、今後も行政書士制度は社会の要請に応じて進化していきます。行政書士会や政治連盟は、私たちの資格が、より誇らしいものとなるべく活動して



います。会員の皆様におかれましては、引き続き会務へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

(東葛支部長 伊佐智)

行政書士広報月間報告

今年度も10月の行政書士制度広報月間に、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、官公署訪問及び街頭無料相談会を実施し、行政書士制度の認知度向上のため活動いたしました。支部会員の皆様には多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございました。

1 官公署訪問

10月1日、10月4日、10月6日に、延べ36名の支部会員で28か所(61部署)を訪問し、広報月間の趣旨説明、ポスターの掲示依頼及びリーフレット等の配布を行い、行政書士制度へのご理解と非行政書士排除のご協力をお願いいたしました。



【我孫子市役所】



【柏市役所】



【流山市役所】



【野田市役所】



【松戸市役所】

2 街頭無料相談会

新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度も規模を縮小し、原則予約制で会場のみ10月9日に開催いたしました。マスク及びフェイス



シールドの着用や検温の実施、机・椅子の消毒等、可能な限りの感染

防止対策を講じて、10名の支部会員にご協力いただき、17件のご相談に対応いたしました。相談内容は、相続遺言14件、その他3件でした。当日はお天気にも恵まれ、緊急事態宣言の解除も受けて、柏駅前も賑わいを取り戻しつつあり、ご予約いただいた方のみならず、関心を示して足を止めてくださった方にも、行政書士制度についてPRし、認知度向上に努めました。



(市民相談部 部長 岩本章子)

支部研修開催報告

令和3年度第2回支部研修

開催日時：12月4日（土）10時～12時

開始方法：webセミナー 参加48人

テーマ：倫理研修、コンプライアンス研修

講師：西中 慶一

令和3年度第2回支部研修をzoomにて開催致しました。

一方向のみの研修ではなく、zoomだからなせるブレイクアウトルームでの交流を交えた研修ということで新しい取り組みを展開させていただきました。行政書士として何人にも当てはまる倫理の再確認、行政書士の義務の確認、職務上請求書の留意点を学び、後半は実務における営業活動業務への心得となるものを、歴の長い先輩行政書士にファシリテーターとしてお願いの上、交流の要素も加味した研修となりました。アンケートからは、次にリアルにお会いした際にお話がしやすい、2回のブレイクアウトルームが同じメンバーなのが話し足りないところを補足できたなどのプラスのご意見をいただきました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

また当支部では支部研修のみならず、6つの業務研究会が開かれてお

ります。私自身も5年間法人業務研究会の会長を務めてまいりましたが、その学びが現在の一步になっていることは間違いありません。業務研鑽はもちろんのこと、そこで出会えた先輩や同士のつながりは、後の大きな糧となります。皆様にもお時間の許す限り、どんどん研究会にも参加していただきたく存じます。開催に向けて準備する三役（会長、事務長、会計）が心を込めて研究会を作り上げております。ですがこれを維持していくには皆様のご協力も不可欠です。参加してその意義を感じていただき、自身でも三役を務めていただく、そんな空気感が生まれていくことを切に願っております。

研究会のご案内は、千葉県行政書士会東葛支部・ホーム（tohkatsugyosei.jp）の会員ページ内業務研究会情報においても随時報告されておりますので、是非ご確認ください。

（研修部 部長 西中慶一）

支部親睦会

手賀沼散策交流会に参加して

10月16日（土）我孫子市手賀沼を散策する交流会を開催しました。初めての開催でしたが、小雨も混じる曇天にも拘らず、新入会員7名を含む、会員22名とその家族4名の合計26名が参加しました。



我孫子市「水の館」隣接「じゃぶじゃぶ池」前に集合。伊佐支部長と大澤親睦部長の挨拶の後、新入会員と参加会員の自己紹介があり、散策コースの説明を聞き、10時30分頃スタートしました。晴れた日には富士山も見える手賀大橋を渡って道の駅しょうなんを通り、途中の史跡ポイントでは、親睦部の橋本会員から箕輪城の日女若（ひめわか）伝説

(箕輪城を攻め落とそうとした千葉氏の若武者が若く可憐な城主の日女若を見初め寝返ったことで箕輪城が守られたという話)、手賀沼周辺には将門伝説の祠がたくさんあるという話、将来を誓った相手を殺された怨念で大蛇になった手賀沼湖畔の豪族の娘・藤姫が山伏の祈祷により手賀沼の主・大ウナギとなった話等を聞きながら、約2時間6kmの散策を楽しみ、道の駅しょうなんに戻った後、12時15分頃解散となりました。



日頃運動不足の体にムチを打ち、参加者同士の交流で会話も弾むなか、手賀沼自然ふれあい緑道をゆっくりと最後まで散策し、軽く汗を流したことで心地よい爽快感を感じることができました。

(広報部 福島光三)

親睦部からのお知らせ

支部親睦旅行について

昨年度は中止してしまいました親睦旅行ですが、今年度は下記のとおり実施する方向で準備しております。この原稿を書いている12月時点では感染者数、重症者数とも低い値で推移していますが、新種変異株の上陸などもあり、なかなか見通しが難しいところです。今後の感染状況や行動制限等により宿泊が適当でないと判断される場合には、日帰りに変更することや中止もあり得ることをご了承ください。会員の皆様には、体調に十分留意いただき、実施の際には無理のない範囲でご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1、実施日

令和4年3月19日(土)

～3月20日(日) 1泊2日

2、行き先

犬吠埼温泉・香取神社・佐原方面

3、宿泊先

犬吠埼ホテル

4、集合地

柏駅西口りそな銀行前9時45分集合

お申込み方法など詳細につきましては、後日メルマガにてご案内させていただきます。

(親睦部 部長 大澤康人)

行政手続のデジタル化への動きと

行政書士業務の展望について(1)

柏地区 関谷 一和

私たち行政書士の中長期的な業務に関する展望を考えると、最大の関心事は、いま行政が推し進めようとしている「行政手続のデジタル化」ではないでしょうか。

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行が、官民間問わず各種手続における非接触型・非対面型の方式への移行を後押ししている状況下、昨年9月にデジタル庁が設置されたことにより、行政手続のデジタル化への動きは不可逆的なものになったと言えます。

しかし、一方で、私たちが日ごろ業務を行っている実感として、「全ての手続きをデジタル化することが、本当に国民の利益に繋がるのだろうか」という疑問を持つ方々も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、日本行政書士会連合会で行政書士制度調査室及びデジタル推進本部の専門員を拝命し、この問題に集中的に取り組ませていただいている中で感じている政府などの動き、そして、行政書士業務への影響と今後の展望について少し触れてみたいと思います。

(1) ここまでの政府などの動き

政府はすでに2000年代から「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(いわゆるIT基本法)」を制定し、これに基づいて様々な行政手続のデジタル化若しくはオンライン化(総称して「電子化」と言います。)が試みられてきました。

この中でも最も普及した手続としては、国税電子申請・納税システム(e-Tax)などが挙げられるでしょう。e-Taxの利用件数・利用率とも年々増加していて、令和2年度における個人の所得税申請では、約64.3%(13,381,884件)の人が利用していると報じられています。ここ5年間の推移でみると約10%のアップです。その背景として、新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛や令和2年分の確定申告から適用され始めた「青色申告特別控除」の改正の影響が考えられるでしょうが、税務申告における電子手続化の流れはすっかり定着したと評価できるでしょう。

ただ、行政手続全体を俯瞰してみた時、この電子化が成功しているとは言いがたいのが現状です。その典型例が、昨年、新型コロナウイルス感染症流行への経済対策として実施された特別定額給付金事業を巡る混乱です。皆さんがご記憶のとおり、総務省が所管し、全国の市町村が実施主体となったこの事業は、郵送申請若しくはオンライン申請を原則としました。ところが、後者のオンライン申請の実態は、①オンライン申請に必要なマイナンバーカードのパスワードがわからない等と自治体の窓口に出向く市民が多数発生した②申請が殺到した5月の連休明けにシステムがダウンした③システムの設計が原因と思われる申請内容の不備が申請件数の半数以上で見つかるという事態が複数の自治体で発生した④オンライン申請においてオンライン化されているのは申請部分のみで、マイナンバーカードを利用する申請であるにもかかわらずマイナンバー法の規定により自治体が保有する住民基本台帳の情報と自動的に紐づけることができず、世帯情報については手作業でデータの照合を行うしかなかったため、郵送申請よりも給付までの時間を要した、などの理由により利用率が上がらず、鎌ヶ谷市などは早々にオンライン申請の受付を取りやめる結果となった、というものでした。それ以外の行政手続にお

いても、やはりシステムの不備を原因とするトラブルなどの理由によって利用率が向上しないことが問題となっています。そして、そのシステムの不備をもたらしている要因として指摘されているのが「縦割り行政」であり、それを規定する法・規則の存在です。

そこで、この「縦割り行政」の弊害を克服すべく各省庁に分散したデジタル化政策を一元化し、各省庁に対して意見を提出できる勧告権やデジタル政策関連の予算も一元的に編成する権限を有するデジタル庁が令和3年9月に発足しました。また、これに先立つ令和2年12月菅内閣において「デジタル・ガバメント実施計画」(※1)が閣議決定され、「国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の便益を享受し、一人ひとりのニーズに合った形で社会課題を解決しつつ安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるようにするために」インフラの整備・ガバナンスの強化・ワンストップサービスや行政サービス連携の推進等が展開されることとなっています。

そして、令和3年衆議院議員選挙後の11月、デジタル臨時行政調査会(デジタル臨調)が立ち上げられ、12月に開催された会合において約5千にのぼる法令の総点検が行われることになりました。このデジタル臨調で取り上げられる規制の見直し対象は主に4つあり、①「目的規制」②「定期的に点検・確認を求める規制」③「常駐・専任規制」④「対面・書面規制」となっています(※2)。

このうち③の「常駐規制」については、事業実施を特定の場所に限定することを義務付けられている事業

において、デジタル技術を活用することにより、その義務付けを見直すことが考えられており、その例として牧島かれん大臣の論点(案)には「行政書士法」(筆者注、第8条)が挙げられています(※3)。また、コロナ禍での特例として実施されてきた、ICTなどを活用した建設業における専任技術者や常勤役員等の常勤性緩和措置を恒久化するための建設業許可事務ガイドラインの改正がやはり12月に行われました(※4)。

このように、行政手続の電子化の流れと並行する形で、私たち行政書士が主管業務として扱っている許認可の許可要件は言うに及ばず、私たち士業の定義そのものが変容の時期を迎えています。次回以降、個別の業法ごとのこうした動きについて更に触れていくとともに、電子申請・届出の入口となるマイナンバー及びgBiz(ジービズ)の動向についてお伝えしたいと思います。

※1 [siryu.pdf\(kantei.go.jp\)](http://siryu.pdf(kantei.go.jp))

※2 デジタル化の障壁 約5千の法令総点検へ 22日の臨調で首相指示〔岸田政権〕:朝日デジタル(asahi.com)

※3 デジタル臨調行政調査会における論点(案)(cio.go.jp)

※4 営業所専任技術者の常勤義務を緩和、コロナ禍の特例措置を恒久化 | 日経クロステック(xTECH)(nikkei.com)

(上記※にはリンクが貼ってあります。)

支部会員の動向

(令和3年11月末現在)

個人会員	460名
法人会員	4名
合計	464名

「悪徳行政書士」だと、少しがっかり。依頼者のみに加担しない公平な立場にある行政書士だからこその登場人物であって欲しいと思います。

街の法律家として、「自覚と誇り」を持ち、社会に貢献していきたいです。

(広報部 半田直子)

新入会員の紹介

- ①入会年月日
- ②事務所名
- ③所在地
- ④Tel/fax
- ⑤一言

共に支部を盛り上げていきましょう!

○ 鎌倉 直之

- ① 令和3年7月15日
- ② 鎌倉直之行政書士事務所
- ③ 松戸市新松戸1丁目493番地 新松戸プラザハイツ1201号
- ④ 047-348-5562 /047-348-5563
- ⑤ 宜しくお願い致します。

○ 後藤 純代

- ① 令和3年10月2日
- ② 行政書士事務所 SORA
- ③ 松戸市馬橋513-12-202
- ④ 090-5347-0422
- ⑤ 遺言書作成・相続を専門に扱っています。よろしくお願ひいたします!

○ 鈴木 直之

- ① 令和3年10月15日
- ② 社会保険労務士・行政書士 鈴木事務所
- ③ 松戸市大金平5-403-3
- ④ 090-2416-5154 /090-2416-5154
- ⑤ 皆様、ご指導よろしくお願ひいたします。

○ 山口 明宏

- ① 令和3年12月1日
- ② あき行政書士事務所
- ③ 松戸市根本167-4-1F
- ④ 080-4389-5323 /080-4389-5323
- ⑤ 初心者ですので、ご教示頂けます様、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 上野 哲生

- ① 令和3年12月1日
- ② 行政書士 上野経営事務所
- ③ 流山市松が丘3-290-90
- ④ 090-6484-4002
- ⑤ ご指導をよろしくお願ひいたします。